

認証官任命(名)

内閣人第

一八号

起案

令和七年一月三日

裁可	上奏	決定	令和七年一月十四日
令和	令和	年	月
年	月	日	日

公布

令和

年

月

日

日

内閣總理大臣

内閣官房長官

禁

内閣官房副長官

橋 青木



内閣總務官



村上 国務大臣

福岡 国務大臣

中谷 国務大臣

坂井 国務大臣

鈴木 国務大臣

江藤 国務大臣

赤澤 国務大臣

平 林 国務大臣

岩屋 国務大臣

武藤 国務大臣

伊藤 国務大臣

三原 国務大臣

加藤 国務大臣

中野 国務大臣

東林 国務大臣

本多 乃義

あべ 国務大臣

浅尾 国務大臣

城内 国務大臣

内閣

判事遠藤邦彦

高等裁判所長官に任命する

(二月二十五日以降)

最高裁人任第 67 号

令和 7 年 1 月 22 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

最高裁判所長官 今崎 幸彦

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(大阪地方裁判所判事) 判事 遠藤邦彦

(発令希望日 令和 7 年 2 月 25 日以降)

## 高等裁判所長官任命資格調

(令和7年2月25日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任命資格	根拠法規
高松高長官	大阪地判事	遠藤邦彦	63	判事補在職通算 10年以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号

1丁		裁判所		
年号	月日	出生地	現住所	本籍
平成元	//	//	//	//
四三	四一	一〇三一司法試験第二次試験合格	六一三二五京都大学法学部卒業	事項
	司法修習生を命ずる	司法試験管理委員会	出生の年月日	えんどうくにひー
	最高裁判所		昭和三十六年三月十八日	遠藤邦彦
	//		旧氏名	
			名	



3丁		裁 判 所		年 号	月 日	事 項	府	名
		平成 一一	四 一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所		遠 藤 邦 彦
				補につき任期終了				
				一一	判事に任命する			
					東京地方裁判所判事に補する			
					裁判所書記官研修所教官に充てる			
		一一	四 一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所			
				裁判所書記官研修所教官に充てる	内閣			
				和歌山地方裁判所判事に補する				
				兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する				
				和歌山簡易裁判所判事に補する				
		一五	一 一	大阪地方裁判所判事の職務代行を命ずる	最高裁判所			
				大阪地方裁判所判事に補する	大阪高等裁判所			
		四	一	大阪地方裁判所判事に補する				
				大阪簡易裁判所判事に補する				
				最高裁判所				

年号月日	所	裁判	項	府名
平成一八四一	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所	遠藤邦彦
一一一九	平成十九年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	遠藤邦彦
一一一九	任期は平成十九年十月三十一日までとする 平成二十年司法試験（新司法試験） 考査委員に任命	法務省	最高裁判所	遠藤邦彦
一一一四	任期は平成二十年十月三十一日までとする 司法研修所教官に充てることを解く	法務省	最高裁判所	遠藤邦彦
一一一〇	大阪地方裁判所判事に補する 大阪簡易裁判所判事に補する 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	最高裁判所	最高裁判所	遠藤邦彦
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	につき任期終了			

裁判所		年号	月	日	項	序	名
平成二一	四一	一一	判事兼簡易裁判所判事に任命する			内	閣
〃	〃	〃	大阪地方裁判所判事に補する				
〃	二四	四一	一部の事務を総括する者に指名する			最高裁判所	
〃	二五	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	二六	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	二七	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	二八	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	二九	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	三〇	一	一部の事務を総括する者に指名する				
〃	七八	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる		
〃	三一	四一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する
および兼官たる簡易裁判所判事任期終了							

5丁

遠藤邦彦

裁判所	年号	月	日	項	序	名
平成三一四一一判事兼簡易裁判所判事に任命する	平成三一	四	一一			
東京地方裁判所判事に補する	リ	リ	リ			
司法研修所教官に充てる	令和二	一〇	二四	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	
東京高等裁判所判事に補する				裁判所職員総合研修所教官に充てる		
裁判所職員総合研修所長に補する	リ	四	九	裁判所職員総合研修所長に補する		
裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く						
神戸地方裁判所判事に補する						
神戸地方裁判所長を命ずる						
神戸簡易裁判所判事に補する	リ	六	一三一	大阪地方裁判所判事に補する		
大阪地方裁判所長を命ずる						
大阪簡易裁判所判事に補する						

6丁

遠藤邦彦